



光町民憲章

一、老人を敬い、子供を導き、  
楽しい家庭をつくりましよう。  
二、体力づくりに励み、長生きの町をつくりましよう。  
三、自然を愛し、美しい郷土を築きましょう。  
四、教養を高め、互いに規律を守りましょう。  
五、公共福祉を尊重し、明るい町をつくりましょう。

発行所 光町役場 電話(04798) 4-1211(代)



## 宣言

交通事故をなくし、明るく豊かな  
くらしを守ることは、県民共通の願  
い드립니다。

本県では、このような見地から、昭和44年に交通安全県の宣言を行い、以来県民総ぐるみで交通事故の絶滅に努めてまいりました。その結果、交通事故による死者数は、昭和46年から昭和53年まで8年間連続して減少をみました。

しかしながら、本年の交通事故は、件数および死傷者数とも昨年同期を大幅に上回って発生しており、とくに死者数については9年連続減少を実現することが困難になってきたばかりでなく、全国的にも最下位に近いところにランクされるきわめて憂慮される事態を迎えています。

このような事態をすみやかに打開するため、全県民とともに交通安全県宣言に示された人命尊重の精神に立脚し総力を結集して交通事故の抑止に当たることを誓い、ここに交通事故多発非常事態を宣言します。

昭和54年11月1日

千葉県知事 川上紀一

あなたの交通マナーがいのちをまもる



## 財政方針

地方財政の危機も長期化の傾向を示している厳しい現況の中で、健全財政の堅持を基調としつつより高い行政サービスの追求と確保に努力を傾むけてまいりました。

ところで、54年度も既に上半期を経過し、道路及び教育環境の整備、農業振興事業等計画どおり順調な進捗をしております。

なお3ヵ年実施計画を繰り上げて着手した東陽小学校校舎増改築工事については、現在基礎工事の段階ですが、54、55年度と2ヵ年の計画で近代的な小学校に生まれ変わります。

すでに下半期に入っておりますが、需要費等の経費の節減をはかり、積極的に自主財源の確保に努め、町財政の健全化に更にまい進する所存です。

## 執行状況

9月30日現在の執行状況は下図のとおりです。  
歳入では、地方交付税が75.3%と順調で、町税も59.5%収入済であり全体では56.2%である。

歳出では、ほぼ計画どおり執行されており、各科目とも40%以上執行済で全体では41.9%という執行状況です。

## 歳入

(単位千円)

科目	区分	予算現額	9月末収入済額	収入状況%
町 税		257,068	152,851	59.5
地 方 譲 与 税		30,000	11,537	38.5
自動車取得税交付金		25,000	14,990	60.0
地 方 交 付 税		688,918	519,039	75.3
分担金及び負担金		64,089	28,252	44.1
使用料及び手数料		7,559	3,283	43.4
国 庫 支 出 金		172,844	20,006	11.6
県 支 出 金		59,627	3,282	5.5
財 産 収 入		6,601	19	0.3
繰 入 金		10,001		
繰 越 金		86,964	86,965	100.0
町 債		85,300		
そ の 他		12,427	6,359	51.2
計		1,506,398	846,583	56.2

## 光町告示第29号

地方自治法 第243条の3及び光町財政事情の作成、公表に関する条例の規定に基づき、昭和54年4月1日から9月30日までの財政事情を公表します。

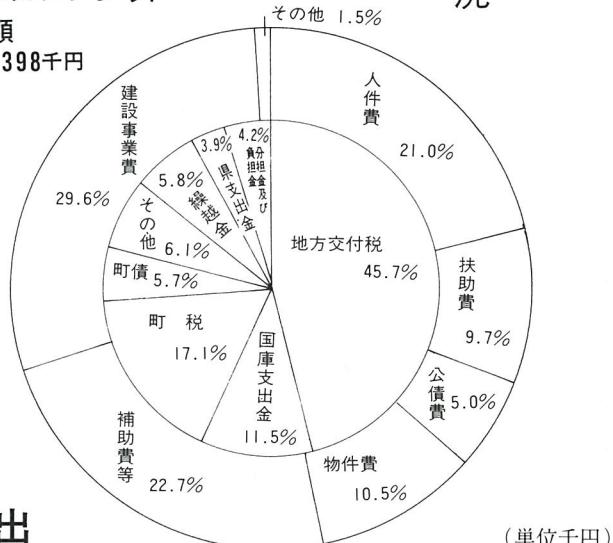
昭和54年10月30日

光町長 馬場 幸太郎

## 一般会計

### 歳入歳出予算

予算現額  
1,506,398千円



### 歳出

(単位千円)

科 目	区 分	予 算 現 額	9月末執行済額	執 行 状 況 %
議 会 費		45,088	20,604	45.7
総 務 費		256,200	120,917	47.2
民 生 費		195,064	88,366	45.3
衛 生 費		126,697	53,948	42.6
農 林 水 産 業 費		105,390	24,840	23.6
商 工 費		5,573	2,695	48.4
土 木 費		153,393	45,836	29.9
消 防 費		77,308	38,344	49.6
教 育 費		452,891	202,410	44.7
災 害 復 旧 費		217		
公 債 費		75,677	32,091	42.4
諸 支 出 金		900	461	51.2
予 備 費		12,000		
計		1,506,398	630,512	41.9

# 財政状況の公表

昭和54年度上期の執行状況

## 54年度9月末町債 725,123千円 単位千円

道 路 187,746	庁舎・公民館 160,193	体 育 館 112,000
公営住宅 8,812	災 害 5,397	農村協同館 5,145
学校給食センター 104,800	食肉センター 59,474	学 校 47,149
医師住宅 3,474	武 道 館 2,288	防災無線 801 財政対策 27,844 SOS

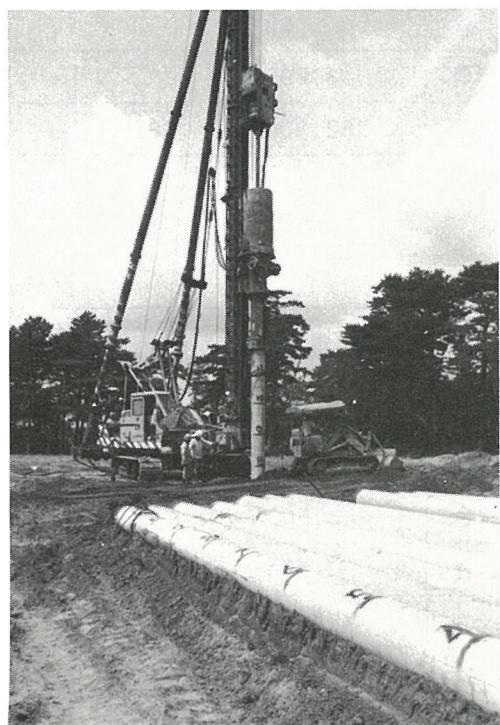
## 54年度一部事務組合等に対する負担予定額

(単位千円)	
組 合 立 東 陽 病 院	35,757
八 日 市 場 市 外 三 町 消 防 組 合	52,452
八 日 市 場 市 外 三 町 環 境 衛 生 組 合	21,658
東 総 地 区 広 城 市 町 村 圈	10,558
八 匝 水 道 企 業 団	33,909
東 総 衛 生 組 合	6,908
合 計	161,242

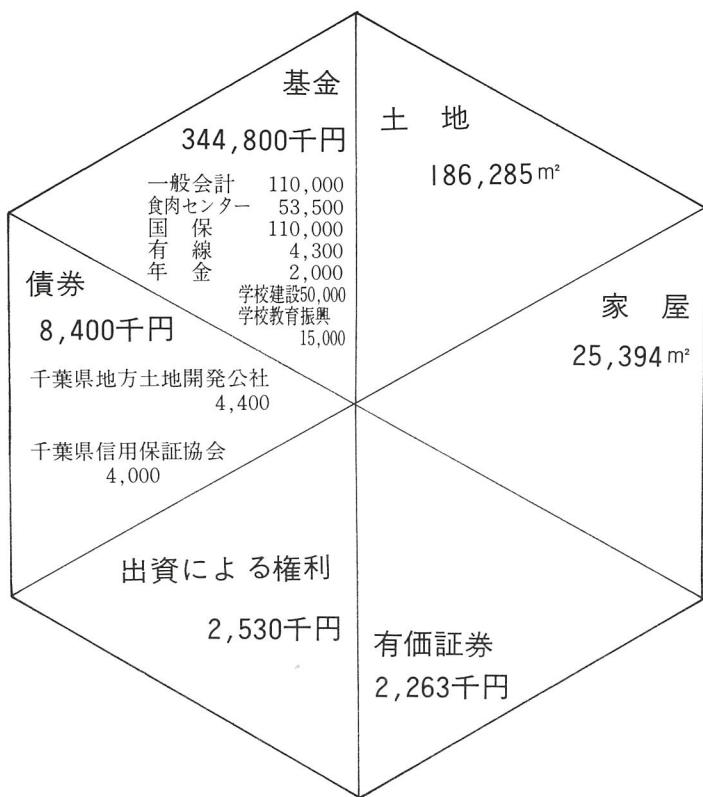
## 道路整備事業（総事業費102,211千円）



## 54年度9月末町の財産



東陽小学校校舎増改築工事（総工費五一、四九八千円）



# 特別会計

## ◎国民健康保険特別会計

歳入

(単位千円)

区分 款	予算現額	9月末収入済額	収入状況 %
国民健康保険税	149,237	75,051	50.3
国庫支出金	297,985	111,384	37.4
県支出金	858		
財産収入	4,125		
繰入金	25,401		
繰越金	26,350	57,915	219.8
諸収入	591	2,215	374.8
その他	3		
計	504,550	246,565	48.9

歳出

(単位千円)

区分 款	予算現額	9月末執行済額	執行状況 %
総務費	20,233	7,889	39.0
保険給付費	476,672	140,836	29.6
保健施設費	1,209	7	0.6
積立金	1		
公債費	2		
諸支出金	3,443	7	0.2
予防費	2,990		
計	504,550	148,739	29.5

## ◎食肉センター特別会計

歳入

(単位千円)

区分 款	予算現額	9月末収入済額	収入状況 %
事業収入	106,100	63,261	59.6
県支出金	67,374		
財産収入	1,200		
繰越金	26,426	48,764	184.5
諸収入	1,100	195	17.8
町債	80,000		
計	282,200	112,220	39.8

歳出

(単位千円)

区分 款	予算現額	9月末執行済額	執行状況 %
総務費	45,722	21,846	47.8
施設管理費	214,570	11,768	5.5
公債費	8,898	4,448	50.0
諸支出金	10,000		
積立金	10		
予備費	3,000		
計	282,200	38,062	13.5

## ◎有線放送特別会計

歳入

(単位千円)

区分 款	予算現額	9月末収入済額	収入状況 %
事業収入	22,267	9,847	44.2
県支出金	131		
財産収入	100		
繰越金	100	1,690	1,690.5
諸収入	847	43	5.1
その他	2	69	6,910.0
計	23,447	11,649	49.7

歳出

(単位千円)

区分 款	予算現額	9月末執行済額	執行状況 %
総務費	15,347	6,888	44.9
施設整備費	3,730	1,009	27.1
積立金	3,500		
予備費	870		
計	23,447	7,897	33.7

# 第17回町民体育祭

スナップ



おどる婦人会



町の旗入場



誰を思ってたたくのが



栄光のゴール



力走



ハッケヨイ  
のこった



自転車ドロボーだ



これはビックリ



サザエさんもご苦労さん





これくらいと思う  
油断を火がねらう

## 秋の全国火災 予防運動

11月26日～12月2日

十一月から三月にかけての冬場は、石油ストーブなどの暖房器具を使うことから、一年のうちでも最も火事の多い季節です。今年も、十一月二十六日から十二月二日まで、秋の全国火災予防運動が繰り広げられます。

### 「仲たがい」で火は消える

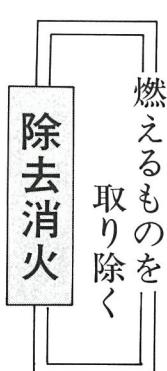
#### 火の三要素

火が出る……物が燃えるためには、「燃えるもの」と「空気（酸素）」と「熱」が必要です。これは、いわば「火の三要素」といえます。このうち、どれか一つでも欠けると、物は燃えません。つまり火を消すということは、

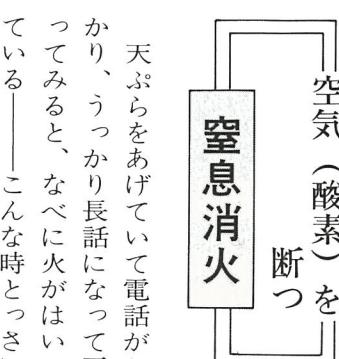
この「燃える三要素」のどれか一つを取り除く、あるいは、しや断してやればよいということです。

わたしたちは、ふだん家庭の台所などで、毎日、火をつけたり消したりしています。このような「点火」と「消火」のしくみは、別の言い方をすれば、燃える三要素を組み合わせたり、「仲たがい」させたりしていることになるのです。消火のコツも、ここにあります。

消防の方法は、この燃える三要素に見合った三つの形が考えられます。つまり、三要素のどちらか一つを初期の段階で「仲たがい」させるのです。



例としては、ガス火災のときなど元せんを閉めて「火元」を断つたり、山火事のとき、周囲と反射的にピンとくるほど、水



### 消防水利を大切に

火災の消火作業は、一分一秒を争います。日ごろから、「消防水利」をいつでも使えるような状態にしておくことが大切です。また水利の場所も覚えておきましょう。

▽消防水利の近くに、消防活動の妨げになるような物を置かないようになります。また、雑草等も刈り取るようにします。

▽自動車を駐車させるときは、消防水利の近くに止めないようになります。もし駐車すると道路交通法によつて罰せられます。

▽防火水そつなどの消防水利に、ゴミや物を投げこまないようになります。また、子供たちを付近で遊ばせないようにしましょう。

の木を切つて延焼を防ぐ場合などがあります。

は冷却消火のチャンピオンです。また、天ぷらなべに火がはいったときなど、手近にある野菜を入れるのも冷却消火の一つの方法です。

火が発生しても、あわてずにまちがいのない判断をして、消火につとめましょう。

火災の通報は、有線、電話とも119番です。

は冷却消火のチャンピオンです。

住みよい町をつくるために税金はいろいろなところで使われています。社会福祉、公立学校の建設、道路、住宅、そして下水道やゴミの処理などなど――。このように幅広い分野で役立っている税金は、私たちが安定した生活を望むとき、社会の一員として負担しなければならない「会費」といえるでしょう。

十一月十一日から十七日までは「税を知る週間」です。この機会に税金と私たちの暮らしについて考えてみましょう。

私たちが一年間に納める税金はどのくらいの額になるか、というと、夫婦と子供二人のサラリーマンの家庭で年間収入が三百万円の場合、所得税（国税）と住民税（地方税）を合わせて約十二万円の税金を納めています。

税を知る週間 11月11日～17日

# 暮らしの中に生きている

税金

暮らしの中で生きている税金では、具体的にどのように使われているのでしょうか。

育費についてみましょう。  
公立学校の生徒一人に使われ  
ている税金は小学生で三十六万  
円、中学生で四十一万円、高校  
生で四十八万円（いずれも昭和  
五十二年度）に  
もなっています。

単純に比較はできませんが、これだけをみてもかなりの額が私たちの身のまわりに還元されていることがわかるでしょう。

そのほかにも道路の建設やゴミの処理の費用にと、生活のあらゆる方面に活用されています。

まさに税金は、私たちの暮ら

光町農業祭及び光町生  
活展を左記のとおり開催いた  
します。

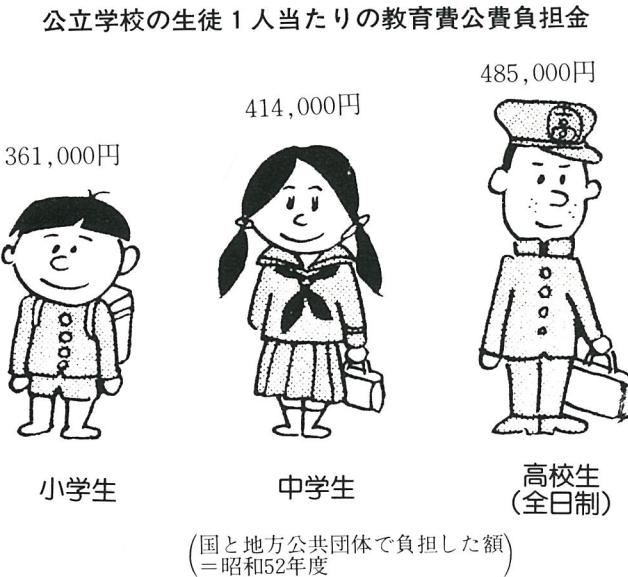
- ・一時恩給
- 一時恩給請求書、履歴申立書、履歴書、戸籍抄本。
- 一時扶助料
- 一時扶助料請求書、履歴申立書、履歴書、戸籍謄本、生計関係申立書
- くわしくは、厚生課福祉係まで問合せください。
- 有線 二〇四一〇三

## 共通の会費

第二回 農業祭

一日において受給権者がいな  
い遺族に特別弔慰金が支給さ

しを守る“共通の会費”といえ  
るでしょう。



・ 午後 1 時 30 分 ～ 4 時 30 分  
・ 11月 23 日  
・ 午前 9 時 ～ 午後 3 時 まで

・ 光町公民館・体育館

・ わしくは役場産業課へお問合せください(☎二〇六一〇一)

特別弔慰金を

特別弔慰金を

昭和十六年十二月八日から  
昭和五十年四月一日までの間  
に戦死又は戦病死した遺族で、  
昭和五十年四月一日以後に公  
務扶助料、遺族年金等の受給  
権を失権し昭和五十四年四月

園芸施設共済会

加入本

本年度から、園芸施設共済制度が発足いたしました。この制度は、台風や病害虫などの不慮の災害による損害虫を穴埋めして、施設園芸経営のささえとなる制度です。また、この共済は、農業共済組合が行いますが、これを県の共済組合連合会が保証し、さらに政府が二重に保証しています。

安心して加入できますので、一人でも多くの方の加入をお待ちしています。

くわしくは、匪蹉農業共済組合にお問い合わせください。

